

苓北町地域防災計画  
新旧対照表

修正前	修正後	修正理由等	頁																																								
<p>第1章 総則</p> <p>第2節 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱第2項 処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>4. 指定公共機関</p> <p>(2) <u>西日本電信電話(株)</u></p> <p>(3) <u>九州通信ネットワーク(株)</u></p> <p>(略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2節 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱第2項 処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>4. 指定公共機関</p> <p>(2) <u>NTT 西日本(株)</u></p> <p>(3) <u>(株)QTnet</u></p> <p>(略)</p>	<p>その他修正 社名変更</p>	<p>3</p>																																								
<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第7節 危険物施設等災害予防計画</p> <p>第1項 危険物貯蔵所等の現況</p> <p>本町における消防法の規制対象となる危険物貯蔵所等の現況は次のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <caption>貯蔵所</caption> <thead> <tr> <th>屋内貯蔵所</th> <th>屋外タンク</th> <th>地下タンク</th> <th>屋外貯蔵所</th> <th>移動タンク</th> <th>小計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>9</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <caption>取扱所</caption> <thead> <tr> <th>給油取扱所</th> <th>一般取扱所</th> <th>小計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12</td> <td>5</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: 200px;"> <tr> <td>総計</td> </tr> <tr> <td>35</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	屋内貯蔵所	屋外タンク	地下タンク	屋外貯蔵所	移動タンク	小計	2	9	3	1	3	18	給油取扱所	一般取扱所	小計	12	5	17	総計	35	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第7節 危険物施設等災害予防計画</p> <p>第1項 危険物貯蔵所等の現況</p> <p>本町における消防法の規制対象となる危険物貯蔵所等の現況は次のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <caption>貯蔵所</caption> <thead> <tr> <th>屋内貯蔵所</th> <th>屋外タンク</th> <th>地下タンク</th> <th>屋外貯蔵所</th> <th>移動タンク</th> <th>小計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <caption>取扱所</caption> <thead> <tr> <th>給油取扱所</th> <th>一般取扱所</th> <th>小計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12</td> <td>5</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: 200px;"> <tr> <td>総計</td> </tr> <tr> <td>34</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	屋内貯蔵所	屋外タンク	地下タンク	屋外貯蔵所	移動タンク	小計	2	8	3	1	3	17	給油取扱所	一般取扱所	小計	12	5	17	総計	34	<p>時点修正</p>	<p>18</p>
屋内貯蔵所	屋外タンク	地下タンク	屋外貯蔵所	移動タンク	小計																																						
2	9	3	1	3	18																																						
給油取扱所	一般取扱所	小計																																									
12	5	17																																									
総計																																											
35																																											
屋内貯蔵所	屋外タンク	地下タンク	屋外貯蔵所	移動タンク	小計																																						
2	8	3	1	3	17																																						
給油取扱所	一般取扱所	小計																																									
12	5	17																																									
総計																																											
34																																											

修正前	修正後	修正理由等	頁
<p>第4章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害情報等の収集・伝達</p> <p>第1項 災害情報の収集・伝達</p> <p>3. 気象予警報の種類等</p> <p>注意報、警報、<u>(新規)</u>、特別警報、地震の大きさ、気象庁震度階級、津波予報、気象情報、火災気象通報は次のとおりとする。</p> <p>(1) 注意報及び警報、<u>(新規)</u>、特別警報</p> <p>注意報とは、災害が起こるおそれがある場合に気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するため行う予報をいう。</p> <p>警報とは、重大な災害が起こるおそれがある場合に気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために行う予報をいう。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>特別警報とは、警報の発表基準をはるかに超え、数十年に一度の現象が予想され重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合に、気象業務法に基づいて熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して最大限の警戒を喚起するために行う予報をいう。</p> <p>(2) 熊本地方気象台が発表する注意報、警報、<u>(新規)</u>、特別警報の種類及び発表基準</p>	<p>第4章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害情報等の収集・伝達</p> <p>第1項 災害情報の収集・伝達</p> <p>3. 気象予警報の種類等</p> <p>注意報、警報、<u>危険警報</u>、特別警報、地震の大きさ、気象庁震度階級、津波予報、気象情報、火災気象通報は次のとおりとする。</p> <p>(1) 注意報及び警報、<u>危険警報</u>、特別警報</p> <p>注意報とは、災害が起こるおそれがある場合に気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するため行う予報をいう。</p> <p>警報とは、重大な災害が起こるおそれがある場合に気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために行う予報をいう。</p> <p><u>危険警報とは、重大な災害が起こるおそれが高い場合に気象業務法に基づいて、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために行う予報をいう。</u></p> <p>特別警報とは、警報の発表基準をはるかに超え、数十年に一度の現象が予想され重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合に、気象業務法に基づいて熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して最大限の警戒を喚起するために行う予報をいう。</p> <p>(2) 熊本地方気象台が発表する注意報、警報、<u>危険警報</u>、特別警報の種類及び発表基準</p>	<p>防災気象情報の改善を踏まえた修正</p> <p>44</p> <p>防災気象情報の改善を踏まえた修正</p> <p>44</p> <p>防災気象情報の改善を踏まえた修正</p> <p>44</p>	<p>44</p> <p>44</p> <p>44</p>

修正前		修正後		修正理由等	頁
注 意 報	種類	概要及び発表基準		防災気象情報の改善 を踏まえた修正	45
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。			
	洪水注意報	上流域での降雨や融雪等により河川が増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。			
	(新規)	(新規)			
	(略)	(略)			
	(略)	(略)			
	(略)	(略)			
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。				
(略)	(略)				
警 報	種類	概要及び発表基準		防災気象情報の改善 を踏まえた修正	46
	大雨警報	大雨による内水氾濫及び洪水予報河川以外の外水氾濫により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。			
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。			
	(新規)	(新規)			
	(略)	(略)			
	(略)	(略)			
	(略)	(略)			
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。基準 潮位 2.7m				
注 意 報	種類	概要及び発表基準		防災気象情報の改善 を踏まえた修正	45
	レベル2 大雨注意報	大雨による内水氾濫及び洪水予報河川以外の外水氾濫により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。			
	レベル2 氾濫注意報	1級河川などの大河川（洪水予報河川）の氾濫により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。			
	レベル2 土砂災害 注意報	土砂災害により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。			
	(略)	(略)			
	(略)	(略)			
	(略)	(略)			
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。				
(略)	(略)				
警 報	種類	概要及び発表基準		防災気象情報の改善 を踏まえた修正	46
	レベル3 大雨 警報	大雨による内水氾濫及び洪水予報河川以外の外水氾濫により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。			
	レベル3 氾濫 警報	1級河川などの大河川（洪水予報河川）の氾濫が差し迫り、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。			
	レベル3 土砂災害 警報	土砂災害が差し迫り、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。			
	(略)	(略)			
	(略)	(略)			
	(略)	(略)			
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。基準 潮位 2.7m				

修正前		修正後		修正理由等	頁																																				
(新規)	(新規)	(新規)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">危険 警 報</td> <td>レベル4 大雨 危険警報</td> <td>大雨による内水氾濫及び洪水予報河川以外の外水氾濫により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>レベル4 氾濫 危険警報</td> <td>1級河川などの大河川（洪水予報河川）の氾濫が差し迫り、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>レベル4 土砂災害 危険警報</td> <td>土砂災害が差し迫り、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>レベル4 高潮 特別警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> </table>	危険 警 報	レベル4 大雨 危険警報	大雨による内水氾濫及び洪水予報河川以外の外水氾濫により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。	レベル4 氾濫 危険警報	1級河川などの大河川（洪水予報河川）の氾濫が差し迫り、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。	レベル4 土砂災害 危険警報	土砂災害が差し迫り、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。	レベル4 高潮 特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。	防災気象情報の改善を踏まえた修正	46																											
	危険 警 報	レベル4 大雨 危険警報	大雨による内水氾濫及び洪水予報河川以外の外水氾濫により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。																																						
レベル4 氾濫 危険警報		1級河川などの大河川（洪水予報河川）の氾濫が差し迫り、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。																																							
レベル4 土砂災害 危険警報		土砂災害が差し迫り、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。																																							
レベル4 高潮 特別警報		台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要及び発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨 特別警報</td> <td>大雨による内水氾濫及び洪水予報河川以外の外水氾濫により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(新規)</td> <td style="text-align: center;">(新規)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(新規)</td> <td style="text-align: center;">(新規)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>高潮 特別警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。<u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要及び発表基準	大雨 特別警報	大雨による内水氾濫及び洪水予報河川以外の外水氾濫により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	高潮 特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 <u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要及び発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル5 大雨 特別警報</td> <td>大雨による内水氾濫及び洪水予報河川以外の外水氾濫により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>レベル5 氾濫 特別警報</td> <td>1級河川などの大河川（洪水予報河川）の氾濫が差し迫り、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>レベル5 土砂災害 特別警報</td> <td>土砂災害が差し迫り、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>レベル5 高潮 特別警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。<u>(削る)</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要及び発表基準	レベル5 大雨 特別警報	大雨による内水氾濫及び洪水予報河川以外の外水氾濫により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	レベル5 氾濫 特別警報	1級河川などの大河川（洪水予報河川）の氾濫が差し迫り、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	レベル5 土砂災害 特別警報	土砂災害が差し迫り、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	レベル5 高潮 特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 <u>(削る)</u>	防災気象情報の改善を踏まえた修正	47
種類	概要及び発表基準																																								
大雨 特別警報	大雨による内水氾濫及び洪水予報河川以外の外水氾濫により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。																																								
(新規)	(新規)																																								
(新規)	(新規)																																								
(略)	(略)																																								
(略)	(略)																																								
(略)	(略)																																								
(略)	(略)																																								
高潮 特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 <u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>																																								
種類	概要及び発表基準																																								
レベル5 大雨 特別警報	大雨による内水氾濫及び洪水予報河川以外の外水氾濫により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。																																								
レベル5 氾濫 特別警報	1級河川などの大河川（洪水予報河川）の氾濫が差し迫り、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。																																								
レベル5 土砂災害 特別警報	土砂災害が差し迫り、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。																																								
(略)	(略)																																								
(略)	(略)																																								
(略)	(略)																																								
(略)	(略)																																								
(略)	(略)																																								
レベル5 高潮 特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 <u>(削る)</u>																																								
		(略)	(略)	防災気象情報の改善を踏まえた修正	51																																				
	<p>(7) <b>土砂災害警戒情報</b></p> <p>熊本地方気象台及び県は<b>大雨警報</b>発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、を市町村単位で発表する。</p>		<p>(7) <b>レベル4土砂災害危険警報</b></p> <p>熊本地方気象台及び県は<b>レベル3土砂災害警報</b>発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、市町村単位で発表する。</p>	防災気象情報の改善を踏まえた修正	51																																				
	<p>(8) <b>記録的短時間大雨情報</b></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>		<p>(8) <b>気象防災速報（記録的短時間大雨情報）</b></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	防災気象情報の改善を踏まえた修正																																					

修正前	修正後	修正理由等	頁																		
<p>第2節 災害対策本部等の設置 第1項 職員配置計画 1. 職員配置体制</p> <p>町域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合、総務課長は次の基準により職員を配置する。</p> <table border="1" data-bbox="152 416 916 951"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配置基準 ※下線は自動配置</th> <th>職員配置体制等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監視体制 (第1次警戒態勢)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>気象警報(大雨、洪水、高潮、大雪、暴風雪(陸上))</u>が発表された場合</li> <li>・(略)</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課職員</li> <li>①防災行政無線による放送</li> <li>②情報収集及び関係機関との連絡</li> <li>③状況の変化による災害警戒本部移行への対応</li> </ul>           ※配置人員 総務課：2名以上         </td> </tr> <tr> <td>災害警戒本部 (第2次警戒態勢)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>気象警報(大雨、洪水、高潮等)</u>が発表され、警戒が必要な場合</li> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・<u>記録的短時間大雨情報</u>が発表された場合</li> <li>・(略)</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課及び防災関係課等の職員</li> <li>①防災行政無線による放送</li> <li>②情報収集活動及関係機関との連絡</li> <li>③災害応急対応</li> <li>④災害対策本部移行への対応</li> </ul>           ※配置人員 総務課：3名以上 土木管理課：1名以上 教育委員会：1名以上 水道環境課：1名以上 福祉保健課：1名以上 農林水産課：1名以上         </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	種別	配置基準 ※下線は自動配置	職員配置体制等	監視体制 (第1次警戒態勢)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>気象警報(大雨、洪水、高潮、大雪、暴風雪(陸上))</u>が発表された場合</li> <li>・(略)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課職員</li> <li>①防災行政無線による放送</li> <li>②情報収集及び関係機関との連絡</li> <li>③状況の変化による災害警戒本部移行への対応</li> </ul> ※配置人員 総務課：2名以上	災害警戒本部 (第2次警戒態勢)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>気象警報(大雨、洪水、高潮等)</u>が発表され、警戒が必要な場合</li> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・<u>記録的短時間大雨情報</u>が発表された場合</li> <li>・(略)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課及び防災関係課等の職員</li> <li>①防災行政無線による放送</li> <li>②情報収集活動及関係機関との連絡</li> <li>③災害応急対応</li> <li>④災害対策本部移行への対応</li> </ul> ※配置人員 総務課：3名以上 土木管理課：1名以上 教育委員会：1名以上 水道環境課：1名以上 福祉保健課：1名以上 農林水産課：1名以上	<p>第2節 災害対策本部等の設置 第1項 職員配置計画 1. 職員配置体制</p> <p>町域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合、総務課長は次の基準により職員を配置する。</p> <table border="1" data-bbox="958 416 1722 951"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配置基準 ※下線は自動配置</th> <th>職員配置体制等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監視体制 (第1次警戒態勢)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>レベル3警報(大雨、氾濫、土砂災害、高潮)及び大雪警報、暴風雪警報(陸上)</u>が発表された場合</li> <li>・(略)</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課職員</li> <li>①防災行政無線による放送</li> <li>②情報収集及び関係機関との連絡</li> <li>③状況の変化による災害警戒本部移行への対応</li> </ul>           ※配置人員 総務課：2名以上         </td> </tr> <tr> <td>災害警戒本部 (第2次警戒態勢)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>レベル4危険警報(大雨、氾濫、土砂災害、高潮)</u>が発表され、警戒が必要な場合</li> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・<u>気象防災速報(記録的短時間大雨、線状降水帯発生、線状降水帯直前予想)</u>が発表された場合</li> <li>・(略)</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課及び防災関係課等の職員</li> <li>①防災行政無線による放送</li> <li>②情報収集活動及関係機関との連絡</li> <li>③災害応急対応</li> <li>④災害対策本部移行への対応</li> </ul>           ※配置人員 総務課：3名以上 土木管理課：1名以上 教育委員会：1名以上 水道環境課：1名以上 福祉保健課：1名以上 農林水産課：1名以上         </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	種別	配置基準 ※下線は自動配置	職員配置体制等	監視体制 (第1次警戒態勢)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>レベル3警報(大雨、氾濫、土砂災害、高潮)及び大雪警報、暴風雪警報(陸上)</u>が発表された場合</li> <li>・(略)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課職員</li> <li>①防災行政無線による放送</li> <li>②情報収集及び関係機関との連絡</li> <li>③状況の変化による災害警戒本部移行への対応</li> </ul> ※配置人員 総務課：2名以上	災害警戒本部 (第2次警戒態勢)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>レベル4危険警報(大雨、氾濫、土砂災害、高潮)</u>が発表され、警戒が必要な場合</li> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・<u>気象防災速報(記録的短時間大雨、線状降水帯発生、線状降水帯直前予想)</u>が発表された場合</li> <li>・(略)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課及び防災関係課等の職員</li> <li>①防災行政無線による放送</li> <li>②情報収集活動及関係機関との連絡</li> <li>③災害応急対応</li> <li>④災害対策本部移行への対応</li> </ul> ※配置人員 総務課：3名以上 土木管理課：1名以上 教育委員会：1名以上 水道環境課：1名以上 福祉保健課：1名以上 農林水産課：1名以上	<p>防災気象情報の改善を踏まえた修正</p>	<p>56</p>
種別	配置基準 ※下線は自動配置	職員配置体制等																			
監視体制 (第1次警戒態勢)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>気象警報(大雨、洪水、高潮、大雪、暴風雪(陸上))</u>が発表された場合</li> <li>・(略)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課職員</li> <li>①防災行政無線による放送</li> <li>②情報収集及び関係機関との連絡</li> <li>③状況の変化による災害警戒本部移行への対応</li> </ul> ※配置人員 総務課：2名以上																			
災害警戒本部 (第2次警戒態勢)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>気象警報(大雨、洪水、高潮等)</u>が発表され、警戒が必要な場合</li> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・<u>記録的短時間大雨情報</u>が発表された場合</li> <li>・(略)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課及び防災関係課等の職員</li> <li>①防災行政無線による放送</li> <li>②情報収集活動及関係機関との連絡</li> <li>③災害応急対応</li> <li>④災害対策本部移行への対応</li> </ul> ※配置人員 総務課：3名以上 土木管理課：1名以上 教育委員会：1名以上 水道環境課：1名以上 福祉保健課：1名以上 農林水産課：1名以上																			
種別	配置基準 ※下線は自動配置	職員配置体制等																			
監視体制 (第1次警戒態勢)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>レベル3警報(大雨、氾濫、土砂災害、高潮)及び大雪警報、暴風雪警報(陸上)</u>が発表された場合</li> <li>・(略)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課職員</li> <li>①防災行政無線による放送</li> <li>②情報収集及び関係機関との連絡</li> <li>③状況の変化による災害警戒本部移行への対応</li> </ul> ※配置人員 総務課：2名以上																			
災害警戒本部 (第2次警戒態勢)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>レベル4危険警報(大雨、氾濫、土砂災害、高潮)</u>が発表され、警戒が必要な場合</li> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・<u>気象防災速報(記録的短時間大雨、線状降水帯発生、線状降水帯直前予想)</u>が発表された場合</li> <li>・(略)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課及び防災関係課等の職員</li> <li>①防災行政無線による放送</li> <li>②情報収集活動及関係機関との連絡</li> <li>③災害応急対応</li> <li>④災害対策本部移行への対応</li> </ul> ※配置人員 総務課：3名以上 土木管理課：1名以上 教育委員会：1名以上 水道環境課：1名以上 福祉保健課：1名以上 農林水産課：1名以上																			

修正前	修正後	修正理由等	頁																																																																		
<p>第6節 避難計画 第1項 避難措置 5. 避難指示等の基準 避難及び立退きの指示等は、原則として次のような事態になったときに発するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="152 432 913 1197"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th colspan="2">基準等</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">洪水等河川の氾濫</td> <td colspan="3">避難指示等は以下の基準を参考に発令する。ただし、この基準はあくまで目安として定めるものであり、発令のタイミングについては、避難に要する時間を十分に考慮して河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断する。 ・対象河川：松原川、上津深江川、志岐川(水位周知河川)</td> </tr> <tr> <th>発令内容</th> <th>判断基準</th> <th>対象区域</th> </tr> <tr> <td>高齢者等避難【警戒レベル3】</td> <td>・大雨洪水警報が発表されたとき。 ・(略)</td> <td rowspan="3">浸水想定区域</td> </tr> <tr> <td>避難指示【警戒レベル4】</td> <td>・大雨洪水警報が発表されたとき。 ・(略)</td> </tr> <tr> <td>緊急安全確保【警戒レベル5】</td> <td>・(新規) ・対象河川において、堤防の決壊・越水を確認したとき。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・その他の河川</td> </tr> <tr> <th>発令内容</th> <th>判断基準</th> <th>対象区域</th> </tr> <tr> <td>高齢者等避難【警戒レベル3】</td> <td>・大雨洪水警報が発表され、浸水の危険性が高いと判断されたとき。 ・(略)</td> <td>浸水想定区域</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	種別	基準等			洪水等河川の氾濫	避難指示等は以下の基準を参考に発令する。ただし、この基準はあくまで目安として定めるものであり、発令のタイミングについては、避難に要する時間を十分に考慮して河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断する。 ・対象河川：松原川、上津深江川、志岐川(水位周知河川)			発令内容	判断基準	対象区域	高齢者等避難【警戒レベル3】	・大雨洪水警報が発表されたとき。 ・(略)	浸水想定区域	避難指示【警戒レベル4】	・大雨洪水警報が発表されたとき。 ・(略)	緊急安全確保【警戒レベル5】	・(新規) ・対象河川において、堤防の決壊・越水を確認したとき。	・その他の河川			発令内容	判断基準	対象区域	高齢者等避難【警戒レベル3】	・大雨洪水警報が発表され、浸水の危険性が高いと判断されたとき。 ・(略)	浸水想定区域	(略)	(略)		(略)	(略)		<p>第6節 避難計画 第1項 避難措置 5. 避難指示等の基準 避難及び立退きの指示等は、原則として次のような事態になったときに発するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="967 427 1729 1197"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th colspan="2">基準等</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">洪水等河川の氾濫</td> <td colspan="3">避難指示等は以下の基準を参考に発令する。ただし、この基準はあくまで目安として定めるものであり、発令のタイミングについては、避難に要する時間を十分に考慮して河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断する。 ・対象河川：松原川、上津深江川、志岐川(水位周知河川)</td> </tr> <tr> <th>発令内容</th> <th>判断基準</th> <th>対象区域</th> </tr> <tr> <td>高齢者等避難【警戒レベル3】</td> <td>・レベル3警報(大雨、氾濫)が発表されたとき。 ・(略)</td> <td rowspan="3">浸水想定区域</td> </tr> <tr> <td>避難指示【警戒レベル4】</td> <td>・レベル4危険警報(大雨、氾濫)が発表されたとき。 ・(略)</td> </tr> <tr> <td>緊急安全確保【警戒レベル5】</td> <td>・レベル5特別警報(大雨、氾濫)が発表されたとき。 ・対象河川において、堤防の決壊・越水を確認したとき。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・その他の河川</td> </tr> <tr> <th>発令内容</th> <th>判断基準</th> <th>対象区域</th> </tr> <tr> <td>高齢者等避難【警戒レベル3】</td> <td>・レベル3警報(大雨、氾濫)が発表され、浸水の危険性が高いと判断されたとき。 ・(略)</td> <td>浸水想定区域</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	種別	基準等			洪水等河川の氾濫	避難指示等は以下の基準を参考に発令する。ただし、この基準はあくまで目安として定めるものであり、発令のタイミングについては、避難に要する時間を十分に考慮して河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断する。 ・対象河川：松原川、上津深江川、志岐川(水位周知河川)			発令内容	判断基準	対象区域	高齢者等避難【警戒レベル3】	・レベル3警報(大雨、氾濫)が発表されたとき。 ・(略)	浸水想定区域	避難指示【警戒レベル4】	・レベル4危険警報(大雨、氾濫)が発表されたとき。 ・(略)	緊急安全確保【警戒レベル5】	・レベル5特別警報(大雨、氾濫)が発表されたとき。 ・対象河川において、堤防の決壊・越水を確認したとき。	・その他の河川			発令内容	判断基準	対象区域	高齢者等避難【警戒レベル3】	・レベル3警報(大雨、氾濫)が発表され、浸水の危険性が高いと判断されたとき。 ・(略)	浸水想定区域	(略)	(略)		(略)	(略)		<p>防災気象情報の改善を踏まえた修正</p>	<p>71</p>
種別	基準等																																																																				
洪水等河川の氾濫	避難指示等は以下の基準を参考に発令する。ただし、この基準はあくまで目安として定めるものであり、発令のタイミングについては、避難に要する時間を十分に考慮して河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断する。 ・対象河川：松原川、上津深江川、志岐川(水位周知河川)																																																																				
	発令内容	判断基準	対象区域																																																																		
	高齢者等避難【警戒レベル3】	・大雨洪水警報が発表されたとき。 ・(略)	浸水想定区域																																																																		
	避難指示【警戒レベル4】	・大雨洪水警報が発表されたとき。 ・(略)																																																																			
	緊急安全確保【警戒レベル5】	・(新規) ・対象河川において、堤防の決壊・越水を確認したとき。																																																																			
	・その他の河川																																																																				
発令内容	判断基準	対象区域																																																																			
高齢者等避難【警戒レベル3】	・大雨洪水警報が発表され、浸水の危険性が高いと判断されたとき。 ・(略)	浸水想定区域																																																																			
(略)	(略)																																																																				
(略)	(略)																																																																				
種別	基準等																																																																				
洪水等河川の氾濫	避難指示等は以下の基準を参考に発令する。ただし、この基準はあくまで目安として定めるものであり、発令のタイミングについては、避難に要する時間を十分に考慮して河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断する。 ・対象河川：松原川、上津深江川、志岐川(水位周知河川)																																																																				
	発令内容	判断基準	対象区域																																																																		
	高齢者等避難【警戒レベル3】	・レベル3警報(大雨、氾濫)が発表されたとき。 ・(略)	浸水想定区域																																																																		
	避難指示【警戒レベル4】	・レベル4危険警報(大雨、氾濫)が発表されたとき。 ・(略)																																																																			
	緊急安全確保【警戒レベル5】	・レベル5特別警報(大雨、氾濫)が発表されたとき。 ・対象河川において、堤防の決壊・越水を確認したとき。																																																																			
	・その他の河川																																																																				
発令内容	判断基準	対象区域																																																																			
高齢者等避難【警戒レベル3】	・レベル3警報(大雨、氾濫)が発表され、浸水の危険性が高いと判断されたとき。 ・(略)	浸水想定区域																																																																			
(略)	(略)																																																																				
(略)	(略)																																																																				

修正前				修正後				修正理由等	頁
高潮災害	基準等			高潮災害	基準等			防災気象情報の改善を踏まえた修正	72
	避難指示等は以下の基準を参考に発令する。ただし、この基準はあくまで目安として定めるものであり、発令のタイミングについては、避難に要する時間を十分に考慮して気象情報、海岸線巡視等からの情報も含めて総合的に判断する				避難指示等は以下の基準を参考に発令する。ただし、この基準はあくまで目安として定めるものであり、発令のタイミングについては、避難に要する時間を十分に考慮して気象情報、海岸線巡視等からの情報も含めて総合的に判断する				
	発令内容	判断基準	対象区域		発令内容	判断基準	対象区域		
	高齢者等避難【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高潮注意報が発表されたとき。</li> <li>・（略）</li> </ul>	浸水想定区域		高齢者等避難【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル3高潮警報が発表されたとき。</li> <li>・（略）</li> </ul>	浸水想定区域		
避難指示【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高潮警報が発表されたとき。</li> <li>・（略）</li> </ul>	避難指示【警戒レベル4】		<ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル4高潮危険警報が発表されたとき。</li> <li>・（略）</li> </ul>					
緊急安全確保【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<del>（新規）</del></li> <li>・（略）</li> </ul>	緊急安全確保【警戒レベル5】		<ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル5高潮特別警報が発表されたとき。</li> <li>・（略）</li> </ul>					
土砂災害	基準等			土砂災害	基準等			防災気象情報の改善を踏まえた修正	73
	避難指示等は以下の基準を参考に発令する。ただし、この基準はあくまで目安として定めるものであり、発令のタイミングについては、避難に要する時間を十分に考慮して気象情報、土砂災害危険箇所の巡視等からの情報も含めて総合的に判断する。				避難指示等は以下の基準を参考に発令する。ただし、この基準はあくまで目安として定めるものであり、発令のタイミングについては、避難に要する時間を十分に考慮して気象情報、土砂災害危険箇所の巡視等からの情報も含めて総合的に判断する。				
	発令内容	判断基準	対象区域		発令内容	判断基準	対象区域		
	高齢者等避難【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報が発表されたとき。</li> <li>・（略）</li> </ul>	土砂災害危険箇所		高齢者等避難【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル3土砂災害警報が発表されたとき。</li> </ul>	土砂災害危険箇所		
避難指示【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報が発表されたとき。</li> <li>・（略）</li> </ul>	避難指示【警戒レベル4】		<ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル4土砂災害危険警報が発表されたとき。</li> <li>・（略）</li> </ul>					
緊急安全確保【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<del>（新規）</del></li> <li>・（略）</li> </ul>	緊急安全確保【警戒レベル5】		<ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル5土砂災害特別警報が発表されたとき。</li> <li>・（略）</li> </ul>					

修正前	修正後	修正理由等	頁
<p>第17節 ライフラインの応急対策計画 第2項 各関係機関等の応急対策</p> <p>衛生対策部及び土木対策部並びに次の関係機関は、その機能の保全及び安全を確保するための応急対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">西日本電信電話(株)天草営業所</a></li> <li>・ <a href="#">九州通信ネットワーク(株)</a></li> </ul>	<p>第17節 ライフラインの応急対策計画 第2項 各関係機関等の応急対策</p> <p>衛生対策部及び土木対策部並びに次の関係機関は、その機能の保全及び安全を確保するための応急対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">NTT 西日本(株)天草営業所</a></li> <li>・ <a href="#">(株)QTnet</a></li> </ul>	<p>その他修正 社名変更</p>	<p>93</p>